

学習者用タブレット端末利用についての留意事項

- 文部科学省が打ち出した GIGA スクール構想に基づき、市立学校に通学する児童生徒へ家庭学習等に必要となるタブレット端末及び電源ケーブル（以下「貸与機器」という。）の無償貸与を、以下の通り実施します。
- 貸与期間は、市内小学校、中学校、義務教育学校の在学期間中までとします。
- 転校や卒業など、お子様が通学する学校での在籍期間が終了するまでに、貸与機器を遅滞なく返却してください。
- 貸与機器の取扱いについては、下記の点に注意してください。

記

【貸与機器本体について】

- 学校外での利用における、インターネット接続に係る通信料金や充電の際の電気代については、ご家庭でのご負担をお願いします。
- 貸与機器の利用にあたり、以下の事項を禁止します。以下の事項が守られず、貸与機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、弁償等の対応をしていただくことがあります。
 - (1) 貸与機器を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く）に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸与機器を売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸与機器に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
- 貸与機器について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに教育委員会に申し出た上、指示に従ってください。必要な手続きをお願いすることがあります。故障と判断しても、無断で修理をしないでください。なお、盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。

【貸与機器の使い方について】

- 公序良俗に反することや、違法行為、極端に生活リズムを崩すような利用はしないよう、お子様をご指導ください。
- 貸与機器は、不適切なサイトへのアクセスを制限するため、一定のフィルタリング設定を行っており、これは学校以外からの接続でも有効です。安心で安全なインターネット利用に向けてお子様をご指導ください。貸与機器の通信記録や、Web アクセスの履歴、AI ドリルを活用した学習状況を教育委員会や学校が調査・確認することがあります。
- 情報モラルについては学校でも指導しておりますが、自分も他人も傷付くことがないよう、お子様をご指導ください。
- 学校から配信される映像等を動画や写真に撮影したり、記録（スクリーンショットやレコーディングなど）したりしないよう、お子様をご指導ください。
- 個人情報の取り扱いには十分注意し、SNS や YouTube 等インターネット上に公開することがないよう、お子様をご指導ください。

本件についてのお問い合わせ先 石狩市教育委員会学校教育課（72-3171）

----- 切 り 取 り 線 -----

学習者用タブレット端末利用についての確認書

石狩市教育委員会 教育長

学習者用タブレット端末利用にあたり、以下の項目について確認しました。

●確認事項

「学習者用タブレット端末利用についての留意事項」を確認し、貸与機器を丁寧・適正に取り扱うことを含め全ての事項を遵守します。

令和_____年_____月_____日 学校名：_____

_____年 _____組 _____番 お子様氏名：_____

保護者氏名：_____ 印

（自署のみ押印省略可）

※児童生徒1人につき1枚、本書を提出してください。